

Title	〔刑法四五〕強盗致傷が成立するとされた事例 (最高裁昭和四五年十二月二二日第三小法廷決定)
Sub Title	
Author	中谷, 瑾子(Nakatani, Kinko) 北原, 宗律( Kitahara, Munenori) 刑法研究会( Keihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.9 (1973. 9) ,p.120- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730915-0120">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730915-0120</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が、判旨は、XがAから本件手形を取得した後、Yに署名をもとめに行つたとき、振出人に直接照合しないことを重過失としている。本件白地手形の振出時点すなわちXの取得時点は、Aから最初に受け取つたときであり、したがつて本件では、その時の正当事由の有無を問題とすべきであつた。

一般に、約束手形の共同振出の場合は、手形券面上に記載された金額についてそれは不正な記載であつても、外觀理論によつて保護

## 〔刑法 四五〕 強盗致傷が成立するとされた事例

され、又それは権限を有する人が記載したと信じて取得した場合、表見代理の法理により救われる場合も多い。白地手形の場合、共同振出人の一人から手形取得時点で授与された補充権が、正当な権限と信じてでも不思議はないから、民法一一〇条の規定により保護されるべきと考へる。

したがつて、本件の場合、XはAからの手形取得時点において正当事由があれば結論は反対になる。

黄 清 溪

### 〔事実の概要〕

第一審(東京地裁昭和四五年三月一八日)の認定した事実によれば次のとおりである。被告人は別れた妻への送金と、愛人との同棲費用の一部に充てる目的で昭和四四年九月一日から同年二月一二日までの間に前後一五回にわたり、いずれも自動車を利用し、夜間一人で通行中の女性からハンドバッグまたはショルダーバッグを「ひつたくる」行為をくり返したものである。そのうち一〇件は窃盗、二件は窃盗未遂の罪により、残りの三件は、強盗致傷の罪により、それぞれ起訴され、一審で懲役六年に処せられた。窃盗および窃盗未

昭和四五年(あ)第一四〇四号、同年  
二月二日第三小法廷決定、棄却  
第一審東京地裁、第二審東京高裁集  
第二四卷第一三三—一八八二頁

遂罪と処断されたものは、夜間一人歩きの女性の所持するハンドバッグなどをひつたくつて窃取に成功したか、あるいはその目的を果せなかつたという事案である。財物の侵害の他に被害者の身体的危険は何もなかつたとされたものである。

強盗致傷罪とされた三件についてももう少し詳しくみてみると次のとおりである。(1) (第四の事案) 午後一〇時五分ころ、通行中の女性(当時三〇歳)に前方から普通乗用自動車を低速で運転して近付き、同女の右横に来たとき、「おい彼女」と声をかけ、同女が立ち止つたすきに、同女が右肘にさげていたハンドバッグのさげひもを

右手でつかんで引張つたまま自動車を走行させたが、同女がそのハンドバッグを奪われまいとして両手でそのさげひもをつかんでいるにもかかわらず、自動車を加速させ、バッグもろとも約五メートル引きずつて路上にうつ伏せに転倒させるなどの暴行を加えて、その反抗を抑圧し、ハンドバッグを強取し、その際同女に対し全治約一〇日間の傷害を負わせた。(2) (第八の事実) 午後一〇時ころ、通行中の女性 (昭和三年生) に後方から普通乗用自動車を低速で運転して近付き、同女の左手にさげていたハンドバッグのさげひもを右手につかんで引張つたまま自動車を走行させたが、同女がハンドバッグを奪われまいとしてそのさげひもを強くつかんでいるにもかかわらず、ハンドバッグもろとも引きずつてその身体を車体の側面に打ちつけるという暴行を加えて、その反抗を抑圧し、同女所有のハンドバッグを強取し、その際、右暴行により同女に対し加療一ヶ月間を要する傷害を負わせた。(3) (第一五の事実) 午後一時ころ、通行中の女性 (当時四四歳) に後方から普通乗用自動車を低速で運転して近付き、同女左横で停車して時刻をたずね、同女が立ち止つたすきにいきなり同女の左肘にさげていたハンドバッグのさげひもを右手でつかんで引張つたまま自動車を発進させたが、同女が右ハンドバッグを奪われまいとして両手で抱え込んだにもかかわらず、右バッグもろとも約数メートルひきずつてその身体を道路脇の電柱にぶつけるといふ暴行を加えて、その反抗を抑圧し、同女所有のハンドバッグを強取し、その際、右暴行により全治一〇日間の傷害を負わせた。

控訴審は、控訴を棄却したが、右三件の強盗致傷の事実につき、被告人は、あくまでも相手方のハンドバッグをひつつたくろうとする窃盗の犯意を有していたにすぎず、また、相手方の反抗を抑圧するに足りる暴行はなされていなかったたのであるから、被告人のこれらの行為は、いずれも強盗罪に該当せず、窃盗罪と傷害罪、あるいは窃盗罪と過失傷害罪の各併合罪として認定されるべきであるとの控訴趣意に対し、次のように判示した。

「関係証拠に徴せば、これらの三個の事実を通していえることは、当初被告人は夜間人通りのない場所で自ら普通乗用自動車を運転して通行中の女性に近付き、声をかけその注意をそらせたり、また女性のハンドバッグに矢庭に手をかけ、相手方の驚いた隙を利用して、それぞれ女性が所持するハンドバッグをひつつたくつて窃取するため自動車の窓からハンドバッグのさげ紐をつかんで引つばつたが、相手方がこれを奪われまいとして離さなかつたため、更に奪取の目的を達成するためハンドバッグのさげ紐をつかんだまま自動車を進行させ、ハンドバッグを離そうとしない女性を車もろとも引きずつて転倒させたり、車体に接触させたり、また道路脇の電柱に衝突させて女性に暴行を加えてその反抗を抑圧し、その結果ハンドバッグを奪取したが、その際相手方に傷害を加えた犯行であることは明らかである。従つて、以上の場合、被告人はひつつたくりの窃取に失敗したことから、強盗に變じて奪取の目的を達成したのであつて、その過程において強盗の犯意を生じたことが認められる。」

「前提の事実に徴するも、被告人はその運転する自動車を単に相

手方の物色用ないし事後の逃走用として利用したのではなく、自動車のボディの重量体と自動車のスピードを犯行に利用し、特に夜間人通りが少い場所で女性から無理にハンドバッグを奪い取るうとする行為をなしたのであつて、被害者の女性がハンドバッグを手離さなければ、自動車に引きずられたり、転倒したりなどとして、その生命、身体に重大な危険をもたらすおそれのある暴行であるから、相手方女性の抵抗を抑圧するに足るものであつたといふべきである。」

## 〔上告趣意の要旨〕

〔第一点〕被告人はひつたくりの窃盗の犯意をもつて犯行に着手したが、奪取の目的を達するまでの過程において強盗の犯意を生じたという原判決の判示に対して、本件において被告人は「相手方の反抗を抑圧するに足る暴行をする」事実の認識はなく、あくまでも相手方のハンドバッグをひつたくろうとする窃盗の犯意の下に行なつたものである。

〔第二点〕暴行というからには、それは被告人の行為そのものではなくてはならない。相手方がハンドバッグを手離すか否かによつて、反抗を抑圧するに足る暴行になつたりならなかつたりするということ、すなわち相手方の行為によつてそれが、強盗になつたり窃盗になつたりするということは極めて不合理である。以上により強盗致傷罪に該当せず窃盗罪と傷害罪との併合罪として認定されるべきである。

〔第三点〕そもそもひつたくりから生じた傷害について強盗致傷の構成要件に当てはめることが当を得ない。本件のような場合は、窃

盗罪と傷害罪との併合罪と、強盗傷人罪との中間的な罪を想定してこれに相当する科刑をすることが妥当である。懲役六年は決してそれに相当する科刑ではない。

## 〔判旨〕

夜間人通りの少ない場所で、通行中の女性の所持しているハンドバッグを窃取する目的をもつて、自動車を運転して同女に近づき、自動車の窓からハンドバッグのさげ紐をつかんで引つばつたが、同女がこれを奪われまいとして離さなかつたため、さらに奪取の目的を達成しようとして、右さげ紐をつかんだまま自動車を進行させ、同女を引きずつて路上に転倒させたり、車体に接触させたり、あるいは道路脇の電柱に衝突させたりして、傷害を負わせるときは、強盗致傷罪が成立する。

## 〔評釈〕

## 判旨に賛成

一 ひつたくり行為は、被害者が腕を引つ張られ、転倒するなどの事態を招くことがあり、また犯人が被害者の注意をそらすことを主たる目的として被害者に突き当たるなど、その過程で暴行が加えられることも少なくないので、当該暴行が被害者の反抗を抑圧するに足るものとして強盗とするか、それとも単に被害者の驚愕を奇貨として財物を奪取する窃盗行為に止まるかについて問題とされるが、一般には「ひつたくり」行為は暴行的行為事態が主に被害者の注意をそらす手段として用いられたということから、強盗ではなく単に窃盗にすぎないと考えられている。

ひつたくり行為を強盗罪とするか、あるいは窃盗行為に止まるものと解するか、見解が分かれるのは、強盗罪における暴行の解釈による。一方の解釈は、不意討に暴行が加えられたため被害者において抵抗する余地のなかつた場合に、強盗罪の成立を認めるべきか否かについて、それは被害者の虚に乗じたものであるという意義において窃盗たるべきものと解し、他方は、暴行が不意に加えられたために、被害者が抵抗する暇がなかつた場合、たとえば突然通行人を突き倒し、その携帯品を奪つて逃走するような場合に、強盗罪が認められるかについて、通常、人の反抗を抑圧するに足りる有形力の行使があつた以上、不意に加えられた暴行によつても強盗罪の成立があるといつてよいと解する。<sup>(3)</sup>しかし、スリのように通行人に突き当たり、被害者が驚いている間に懐中物を抜き取るような行為は、相手の反抗を抑圧する程度の暴行ではなく、単にその注意を他に転じさせ、その際に財物を奪うのであるから、この場合は強盗罪は成立せず、暴行罪と窃盗罪が認められるにすぎない、とする点では両者は一致するのである。

総じて、ひつたくり行為の際の右暴行的事態が単に被害者の注意をそらす手段、すなわち被害者に抵抗の余地を与えないようなものに止まらず、財物奪取として被害者の反抗を抑圧するに足りる程度に及んだと認められる場合に、強盗罪の成立を認めることは、もちろんである。強盗罪の暴行は、人に向けられた有形力の行使であつて、相手方の反抗を制圧する程度でなければならぬとされる(最狭義の暴行)。暴行が被害者の反抗を抑圧すべき程度のものかどうか

かの標準は判例、<sup>(5)</sup>学説とも「社会通念上一般に被害者の反抗を抑圧するに足る程度のものであるかどうか」という客観的基準によつて決せられるべきものとしている。しかしそれはおよそ抽象的、一般的に問題を決するのではなく、被害者の性別、年齢、精神状態、健康状態、行為の場所、時刻その他諸般の事情を考慮しつつ、社会通念にしたがつて客観的に定めるべきだ、という趣旨に解すべきである。<sup>(6)</sup>

(1) 藤木英雄・「注釈刑法」(6)九〇頁。

(2) 牧野英一・「刑法各論」下六四四頁。滝川幸辰・「刑法各論」二二

七頁。

(3) 大塚仁・「刑法各論」上三六一頁。

(4) " "

(5) 最判昭和二四年二月八日刑集三卷二頁七五頁。

(6) 団藤重光・「刑法綱要」(各)四七四・四七五頁。

二 本件についてこれを考えてみれば、窃盗あるいは窃盗未遂として処断された一二件はいづれも自動車で被害女性に近づき、突如、女性のハンドバッグに手をかけ、女性が驚いた隙に、これを奪取し、またはそれに失敗した事件である。この場合の財物奪取に先立つ暴行は瞬時に行なわれたもので、相手の反抗を抑圧する程度の暴行とはいえず、むしろ被害者が抵抗する暇がなかつた場合で、単にその注意を他にそらす程度のものであるのが相当である。しかしひつたくり行為の場合は、窃盗の既遂あるいは未遂にかかわらず、その実行着手の時点で暴行罪の成立する余地は十分あり得る。なんとすれば、相手が把持しているハンドバッグなどを矢庭に奪い取る行

為自体が暴行的行為であり、暴行罪の構成要件であるところのなんらかの苦痛を直接相手に対して与える性質のものに該当すると考えられるからである。ひつたくりによる盗取行為が窃盗から強盗へと変質するのはもつばらその際に行なわれる暴行行為の程度によるのである。所持する財物を盗取する手段として不可罰的な暴行は、混乱する街頭や電車内などで行なわれるいわゆるスリに限定されるべきであろう。強取の程度に至れば当然に第二三六条の罪を構成するが、盗取の手段としてそれに至らない程度の暴行的行為が行なわれれば、暴行罪と窃盗罪とを構成するものと解してよいであろう。そして、ひつたくりの場合は、身につけているもの、把持しているものの暴行的行為による盗取であることを特徴とするのである。よつて、本件において窃盗(ないし同未遂)として処断された一二件についても厳密には、暴行罪も問われてよいと考えるのである。

(1) 沢登佳人「刑法講座」(五)三三二頁。

三 強盗致傷罪として処断された三件は、最初の目的であつたひつたくりに失敗したために、当初の目的を達成するべく、相手方のハンドバッグのさげひもをつかんだまま、自動車を進ませ、被害者を車もろとも引きずつて転倒させたり、車体に接触させたり、または道路脇の電柱に衝突させるなどの暴行をなしたものであり、しかもその行なつた暴行は、原判決が示すように具体的事情を考慮した客観的見地からして、被害者らの反抗を抑圧するに足りるものであつたとの判断は正当である。被告人はその運転する自動車を単に相手方の物色ないし事後の逃走用として利用したのではなく、自動車

のボディの重量体と自動車のスピードを犯行に利用し右のような暴行を行なつたのであり、被害者の生命、身体に重大な危険をもたらすおそれのあることは明らかである。

上告趣意は、控訴審の「当初、被告人は窃盗の犯意をもつて犯行に着手したが、犯行の進行過程によつて各強盗致傷罪が成立した」と認定した一審判決を踏襲した形で「窃盗の着手をもつて始まつたが、目的達成のため強盗致傷に発展したのであるから……」との判示に疑義を唱えている。同種類のひつたくりの事案で「ハンドバッグを引つ張りこれを奪い取ろうとしたときは、すでに強盗罪の犯意があつたものと認めるのが相当である」(1)、被告人が被害者のハンドバッグに手をかけて引つ張り、これを奪い取ろうとしたときすでに強盗の犯意があつたものと認めるのが相当である」と認定した下級審の裁判例がある。しかし、前二判例と照らしてみると、本件においては進行過程により当初の窃盗の犯意が強盗の犯意に発展したという点にその特異性があろう。

本件において、弁護人は、被告人の主観的意識としてはあくまでもハンドバッグをひつたくろうとする窃盗の犯意の下に行なつたと主張するけれども、暴行の強度によつて途中から強盗の犯意が生じたものと認められる。すなわち、強盗致傷とされた三件はいずれもその暴行の程度、被害者が一〇日から三〇日間の治療を要する身体への傷害を受けていること、および、強盗の保護法益として、財物のみならず身体・自由も含まれていることなどから、典型的な「ひつたくり」にとどまると認められる他の一二件と区別して処断され、

結果的には前二判例と同じとなつたことは相当である。一般的には、当初から必要とあれば暴行を加えてでも財物奪取の意図を達成する旨の強盗の故意をもつていた場合であると、あるいは当初は強盗の故意なく窃盜に着手後被害者の抵抗にあい、これを制圧して財物奪取を遂行する場合であるとを問わず、権利者を排除して自己がその物に対して排他的支配を及ぼす手段として暴行を用いる点において、当初から暴行により被害者を制圧して財物奪取を遂げる場合と実質的にみて異ならず、全体として強取とするのが妥当である<sup>(3)</sup>。というように解される。

被告人の処断される罪が被害者の行為によつて、すなわち、被害者がハンドバッグを手離すか手離さないかによつて、窃盜となつたり強盜になつたりするということは不合理であると言ふ上告趣意は理由はない。なんとすれば、自己の所有物に対して不法に侵害されようとする場合に、所有者がそれに固執するのはその本能である。

むしろ、被告人の方にこそ、他人の財物を不法に侵害しないという期待可能性が本件の場合にも十分に残されている。また強盜犯人が短刀を突きつけて「静かにしろ」と脅迫した際に、短刀を握つた被害者に切創を負わせた事案について、「強盜傷人罪は、強盜たる身分を有する者が強盜の実行中又はその機会においてその手段たる行為もしくはその他の行為に因り人に傷害の結果を発生せしめるにより成立する強盜罪と傷害罪の結合犯である。所論のようにその傷害が被害者においてその短刀を握つたため生じたものであつたとしても、強盜傷人罪の成立を妨ぐるものではない」との判例<sup>(4)</sup>もあ

る。結局、傷害の結果が直接被害者の行為——ハンドバッグを離さなかつたとか、短刀に触れたとかによつて惹起されたものであつても、かかる情況に被害者を陥れたということで、被告人に責任のあることは明らかである。

一般に、強盜致傷罪の結果的加重犯としての性格は認められてゐるが、判例がいろいろ同時に結合犯でもあることは認められてゐるとはいえない<sup>(5)</sup>。しかし特に本件のようなひつたくり行為によつて傷害を惹起したような場合には、結合犯としての性格はより明確になるといえるのではないだろうか。結果的加重犯は重い結果の発生をまつて刑が加重される。したがつて、重い結果発生以前に結果的加重犯そのものを予想しえない。その意味で事後的性格をもつ。だが結合犯は、その手段たる行為の着手をもつて結合犯そのものの着手とされる。実行の着手は基本的構成要件との関連で決定され、その認識のあることを要件とするなら、認識の範囲は結果に一致する。その意味では事前的性格をもつ<sup>(6)</sup>。しかし結合犯は、「一つの構成要件が二個の、それぞれに罪となるべき行為を結合している場合<sup>(7)</sup>」であるから、一概にそれが事前的性格をもつとはいひ難いであろう。ひるがえつて、ひつたくり行為において強盜致傷として処断された三件を考へてみると、自動車の中からハンドバッグに手をおかけ、引つ張る行為は、一方では強盜罪における強取にあたるが、他方では傷害の未必的故意を伴う実行行為と解されるのであつて、傷害は単に強盜の手段としての暴行の結果的加重犯として評価されるべきものではないのである。また、強盜致死傷罪は、人の殺傷を伴

う強盗を単純な強盗の場合に比べて加重処罰しようとする趣旨であるから、強盗の点より、むしろ人の殺傷という点に重点をおいて理解されるべきである。<sup>(8)</sup> これらのことを考え合わせれば、本件強盗致傷として処断された三件の行為に共通して言えることは、被告人の行為はまず被害者達に重大な傷害を負わせたという点であり、同時にその行為がハンドバッグ奪取という強盗の機会に行なわれたという点である。その行為は傷害罪と強盗罪になるべき行為であり、それらの結合犯として強盗致傷罪としたのは相当であると解する。

この場合、当初の窃盗未遂罪が、これに引き続いて行なわれた強盗致傷罪に吸収されて、一個の強盗致傷罪が成立することは論ずるまでもない。以上により判旨に賛成する。

ちなみに本決定は、本件判例解説が指摘するように自動車を利用しての「ひつたくり」事例につき強盗致傷罪の成立を認めた最高裁

## 〔最高裁判事例研究 一〇七〕

昭四七<sup>(七)</sup> (最高民集二六卷  
六号一五一頁)

株式会社に対しその整理開始前に負担した停止条件つき債務の条件が整理開始後に成就したときと商法四〇三条一項、破産法一〇

の判例として最初のものである。<sup>(9)</sup> その意味で注目されるものであることを付加する。

(1) 東京高裁昭和三八年六月二八日判決 (高刑集一六卷四号三七七頁)。  
(2) 名古屋高裁昭和四二年四月二〇日判決 (高刑集二〇卷一号一八九頁)。

(3) 藤木英雄・前掲書九二頁。

(4) 最判昭和四四年三月二四日刑集三卷三号三七六頁、なお大審院時代の同旨の判例として大判大正十一年二月二二日刑集一卷八一五頁、同昭和八年一月三〇日刑集二卷二二七頁。

(5)、(6) 香川達夫・「刑法講座」(三) 一六二頁。ただし藤木・刑法各論四五頁は判例同様本罪の結合犯性を明確に認めている。

(7) 小野清一郎・「刑法講義」(総) 一六七頁。

(8) 大塚仁・「刑法各論」上三八〇頁。

(9) 縮引紳郎・「強盗致死傷罪が成立するとされた事例」最高裁判所判例解説刑事篇昭和四五年度三九一頁。 中谷瑾子・北原宗律

## 四条

剰余金返還請求事件 (昭和四七年七月二三日第一小法廷判決)

X会社 (原告・控訴人・被上告人) は、昭和三九年二月二六日Y会社 (被告・被控訴人・上告人) から金一〇〇万円を、弁済期同年七月三一